

## 「いじめ防止基本方針」

平成26年3月25日 策定  
令和8年4月 1日第六版

## 基本方針

青ヶ島村教育委員会「いじめ防止基本方針」に基づき、青ヶ島村立青ヶ島小学校ならびに青ヶ島村立青ヶ島中学校は、「学校は、子供にとって楽しいところ、決して、辛くて悲しいところであってはならない」を合言葉に、「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という強い姿勢で臨む。

## I いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

## 1 いじめの定義（第2条）

生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの

## 2 学校及び学校の教職員の責務（第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## II いじめ防止のための本校の施策

## 1 未然防止に向けて

- （1）児童・生徒の自己実現が図られるよう、日々の授業や学級経営の充実を図る。
- （2）道徳・特別活動を通して、規範意識やよりよい集団の在り方について考えを深め、他者に対する思いやりの心を育て、よりよい人間関係作りができるようにする。
- （3）日頃から児童・生徒や保護者に対して悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを積極的に活用する。
- （4）教師自身が児童・生徒を傷付けたり、他の児童・生徒による「いじめ」を助長したりすることがないように日頃から言葉遣いや行動に細心の注意を払う。
- （5）教員研修の充実を図るとともに、いじめ相談体制、相談窓口の整備をする。
- （6）いじめ問題について、PTAや地域との連携を深め、「いじめ」を起こさぬよう地域ぐるみの対策を行う。

## 2 いじめに対する基本的な取組

- （1）「いじめ」はどの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識をもつ。
- （2）人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない学校をつくる。
- （3）いじめられている児童・生徒を徹底して守り通す。
- （4）いじめる児童・生徒に対しては、「いじめは人権侵害にあたり、絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- （5）「いじめ」を見て見ないふりをし、傍観者になることも「いじめ」であることを教え、日頃から何でも伝え合えるよりよい人間関係づくりを行う。
- （6）いじめの定義について教員、保護者が確認する機会を設け、地域や関係諸機関を含めた信頼関係づくりと連携協力を努める。

## 3 早期発見に向けて

- （1）「いじめ」は、大人の目の届きにくいところで発生していることを意識し、校内で児童・生徒だけになる時間を極力減らし、学校・家庭・地域社会が全力で実態把握に努める。
- （2）学校生活全般（登下校、授業中、休み時間、給食、放課後等）を通し、児童・生徒の行動を注意深く見守り、些細な情報においても生活指導主任、管理職への報告を確実にを行う。
- （3）学期に1度のいじめに関するアンケート、こころのアンケート、年間2回のhyper-QU心理検査を実施するとともに、日頃から子供達の声に耳を傾け、SOSを発信できる機会を設ける。
- （4）教育委員会にいじめ問題への調査結果を知らせるとともに、報告・連絡・相談を円滑に行う。

(5) 保護者や地域住民と情報を共有し、児童・生徒の実態把握に努める。

#### 4 早期解消に向けて

- (1) 「いじめ」の疑いを発見したら、すみやかに学校いじめ防止対策委員会（管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年担当、スクールカウンセラー等）を開催し、いじめられている児童・生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認の方法や、即時的な対策など、迅速で適切かつ組織的な対応を行い、速やかな解消を目指す。
- (2) いじめる児童・生徒には、行為の善悪をしっかりと指導し、反省・謝罪する機会を設ける。
- (3) 法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所等、関係外部機関に相談し協力を求める。
- (4) 校長は事実に基づき、児童・生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (5) 「いじめ」が解消した後も、関係児童・生徒や保護者との面談や連絡を継続的に行い、学級活動・道徳の時間等で、児童・生徒全体への指導を行う。

#### 5 学校いじめ防止対策委員会について

- (1) 各学期1回を定期開催とする。教職員による見取り、児童・生徒からの訴え、保護者からの相談など、いじめの疑いや兆候が見られた場合などは、すみやかに臨時の対策委員会を開催する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年担当、スクールカウンセラー等で構成する。
- (3) 年間開催計画

開催時期	内容
1 学期 (4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の様子等、児童・生徒情報の共有</li> <li>○進級・入学に伴う適応状況の確認</li> <li>○いじめの定義、本校でのいじめ未然防止への対応手順等について確認</li> <li>○本年度の研修計画</li> </ul>
2 学期 (9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期休業明けの児童・生徒情報の共有</li> <li>○児童・生徒、教員の人権感覚等について振り返りと点検</li> <li>○いじめ未然防止に向けて2学期以降の重点等の確認</li> </ul>
3 学期 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期休業明けの児童・生徒情報の共有</li> <li>○児童・生徒、教員の人権感覚等について振り返りと点検</li> <li>○いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>

#### 6 いじめの早期発見・早期対応のための取組

##### (1) 年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月	いじめ防止対策委員会 いじめ防止研修 ・いじめ防止基本方針について こころのアンケート	9月	こころのアンケート いじめ防止対策委員会 いじめ防止研修 ・事例研修、いじめの定義の再確認 ・新学期の児童・生徒の様子、情報共有 教育相談週間	1月	いじめ防止対策委員会 いじめ防止研修 ・事例研修 ・新学期の児童・生徒の様子、情報共有 教育相談週間
5月	教育相談週間 生活指導全体会 ・前年度、新年度の児童・生徒の情報共有	11月	ふれあい月間 ・いじめに関するアンケート ・いじめに関する授業 ・人権集会 hyper-QU 心理検査	2月	ふれあい月間 ・いじめに関するアンケート ・いじめに関する授業 ・人権集会
6月	生命の安全教育 hyper-QU 心理検査 ふれあい月間 ・いじめに関するアンケート ・いじめに関する授業 ・人権集会	12月	SNS の使用に関する教育 SOS の出し方に関する教育 こころのアンケート	3月	今年度の振り返り こころのアンケート SNS の使用に関する教育 SOS の出し方に関する教育
7月	SNS の使用に関する教育 SOS の出し方に関する教育				

# 学校いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応について（フロー図）

- ・いじめの疑いなどの情報を得たら、校長は、すみやかに学校いじめ対策委員会を開催する。
- ・緊急会議において、校長は、いじめ認知、重大事態（疑い）の判断、調査方針、役割分担、指導方針などを決定する
- ・緊急会議で決定した方針をもとに、生活指導主任が中心となり、教員は組織的に対応する。

